

## 大分大学学則（案）

平成16年4月1日制定  
平成16年規則第8号

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 大分大学（以下「本学」という。）は、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的とする。

## （自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

## （教育研究活動等の状況の公表）

第3条 本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、公表するものとする。

## 第2章 組織

## （学部組織及び収容定員）

第4条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 教育学部
- (2) 経済学部
- (3) 医学部
- (4) 理工学部
- (5) 福祉健康科学部

- 2 前項の学部に置く学科又は課程の収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の学部に別表第2のとおり講座を置く。
- 4 第1項の学部のうち、別表第3のとおり附属施設を置き、必要な事項は別に定める。
- 5 第2項の学科に学科長を置く。
- 6 第4項に規定する教育学部附属学校に附属学校園連携統括長を置く。

## （学部、学科又は課程の目的）

第4条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

## （大学院）

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に次の研究科を置く。
  - (1) 教育学研究科
  - (2) 経済学研究科
  - (3) 医学系研究科
  - (4) 工学研究科
  - (5) 福祉健康科学研究科
- 3 大学院に関する事項は、別に定める。

## （グローバル感染症研究センター）

第5条の2 本学に、全国共同利用研究施設として、グローバル感染症研究センターを置く。  
2 グローバル感染症研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教育マネジメント機構)

第5条の3 本学に、教育マネジメント機構を置く。  
2 教育マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(研究マネジメント機構)

第5条の4 本学に、研究マネジメント機構を置く。  
2 研究マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(クライシスマネジメント機構)

第5条の5 本学に、クライシスマネジメント機構を置く。  
2 クライシスマネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学術情報拠点)

第6条 本学に、学術情報拠点を置く。  
2 学術情報拠点に次の各号に掲げる施設を置く。  
(1) 学術情報拠点 (図書館)  
(2) 学術情報拠点 (医学図書館)  
(3) 学術情報拠点 (情報基盤センター)  
(4) 学術情報拠点 (医学情報センター)  
3 学術情報拠点に関する事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第7条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。  
(1) 地域連携プラットフォーム推進機構  
(2) 減災・復興デザイン教育研究センター  
2 学内共同教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第7条の2 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を置くことができる。  
2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座及び共同研究部門)

第7条の3 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)を置くことができる。  
2 共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に、保健管理センターを置く。  
2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(IRセンター)

第9条 本学に、IRセンターを置く。  
2 IRセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第10条 本学に、委員会その他必要な会議を置くことができる。  
2 委員会その他必要な会議に関する事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前二項に規定する学期の区分及び期間は、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

#### (休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。ただし、1日の臨時休業日については、学部長が定めることができる。
- 4 第1項第2号から第6号に規定された定期休業日において、教育上必要がある場合には、授業を行うことができる。

### 第4章 修業年限及び在学期間

#### (修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

- 2 第35条、第37条、第38条及び第40条の規定に基づき、編入学、再入学、転入学、転学部、転学科及び転課程（以下「編入学及び転学部等」という。）した者の修業年限については、前項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

#### (修業年限の通算)

第15条 第51条に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

- 2 前項の修業年限の通算については、各学部の定めるところによる。

#### (在学期間)

第16条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科においては、第1年次から第2年次までの在学期間は4年、第3年次から第4年次前学期までの在学期間は3年、第4年次後学期から第6年次までの在学期間は5年を超えることはできない。
- 3 第27条に規定する長期履修を認められた者の在学期間は、10年を超えることはできない。
- 4 編入学及び転学部等した者の在学期間の取扱いについては、前三項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

### (教育課程の編成方針)

第17条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配置するものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### (教育課程の編成及び履修方法)

第19条 教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目により編成する。

- 2 前項の教養教育科目は、全学共通科目、導入教育科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目、基礎教育科目及び日本語・日本事情科目に区分する。
- 3 教養教育の編成に当たっては、全学の協力の下に行うものとする。
- 4 教育課程の編成及び履修方法については、各学部の定めるところによる。
- 5 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

### (履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部の定めるところによる。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### (授業の方法)

第21条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

### (単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法は、前二号の規定に基づき併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを、合算したものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な

学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第22条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うものとする。

2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第23条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第24条 各学部において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第35条、第37条及び第38条の規定により入学する場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、第14条に規定する修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、各学部で定める。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修した学生に対しては、学力試験及び出席状況その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、各学部の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第29条 第21条第2項及び第3項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定めることができる。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第6章 入学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第33条 入学志願者は、所定の期日までに、別に定める書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者については、選考の上、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(第2年次又は第3年次編入学)

第35条 第2年次又は第3年次に編入学を志願する者については、学部の定めるところにより、選考の上、入学を許可する。

2 前項の入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の認定は、当該学部において行う。

(入学手続及び入学許可)

第36条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学、転入学、編入学、転学部、転学科、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(再入学)

第37条 退学した者(第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、同一の学部・学科(課程)に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学又は編入学)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者については、各学部の定めるところにより選考の上、転入学又は編入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願するもの
- (2) 大学において、所定の単位を修得した者で、編入学を志願するもの
- (3) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (6) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (7) 外国において、学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの
- (8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志願するもの
- (9) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの

(編入学者等の単位の認定)

第39条 前二条の規定により再入学、転入学又は編入学を許可された者の既修得単位の認定については、各学部の定めるところによる。

(転学部又は転学科)

第40条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 学部内の転学科又は転課程等を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学部長が許可することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により転学部、転学科又は転課程等をする者に、これを準用する。

(転学)

第41条 他の大学に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第14条に規定する修業年限に含まれるものとする。

3 第24条第1項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

(休学)

第43条 病気その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学部長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して4年（編入学及び転学部等した者の場合は各学部で定める年数）を超えることができない。

4 休学期間は、第16条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第44条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学部長の許可を得て復学することができる。

(願い出による退学)

第45条 退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、所定の手続を経て、学長が除籍する。

(1) 第16条の在学期間を超えた者

(2) 第43条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

## 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

## 第9章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第48条 本学に第14条に規定する修業年限（第27条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、各学部の定める卒業要件単位数以上を修得して所定の教育課程を修了した者については、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第49条 本学の学生（医学部医学科に在学するものを除く。）で、当該学部3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第147条に定める要件を満たしている場合には、前条1項の規定にかかわらず教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

#### 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生 (研究生)

第50条 本学の学生以外のもので、本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (科目等履修生)

第51条 本学の学生以外のもので、本学において開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (特別聴講学生)

第52条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (外国人留学生)

第53条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 検定料、入学料及び授業料

##### (検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法)

第54条 学部の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は別に定める。

2 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

##### (既納の検定料、入学料及び授業料)

第55条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、本人の申請に基づき、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 前条の規定に基づき検定料を納付した者が、本学における個別学力検査等の出願書類等による選抜において不合格となったときは、個別学力検査等の学力検査その他の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 前条の規定に基づき、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学したときは、後期に係る授業料に相当する額
- (3) 前条の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退したときは、当該授業料に相当する額
- (4) 前条の規定に基づき入学料及び授業料を納付した者を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令に規定する支援対象者であると認定し

たときは、当該入学料及び授業料に相当する額

(入学料の免除及び徴収猶予)

- 第56条 入学料の納付が特別な事情により著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 入学料免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

- 第57条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者及び学生の学資を主として負担している者が、不慮の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、授業料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納させることができる。
- 2 前項の授業料の免除並びに徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

- 第58条 休学を許可された者の休学期間中の授業料は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までに相当する額を免除する。

(復学の場合における授業料)

- 第59条 各学期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付するものとする。

(退学等の場合における授業料)

- 第60条 学期の中途において退学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の未納の授業料についてはこの限りでない。
- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(寄宿料)

- 第61条 寄宿料の額及び徴収方法並びに寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

- 第62条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することがある。
- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第63条 本学の内部規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 厚生施設及び課外活動施設等

(厚生施設)

- 第64条 本学に、学生会館及び学生寮その他の厚生施設を置く。
- 2 前項の厚生施設に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(課外活動施設)

- 第65条 本学に課外活動施設を置く。
- 2 課外活動施設に関し必要な事項は、別に定める。

## (健康管理)

第66条 学生は、定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

## (健康管理上の処置)

- 第67条 学生は、前条の健康診断のほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。
- 2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判断される者に対して治療を命じ又は登学を停止させることができる。

## 第14章 特別の課程

## (特別の課程)

- 第68条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

## (公開講座)

- 第69条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた大分大学（以下「旧大分大学」という。）又は大分医科大学（以下「旧大分医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧大分大学又は旧大分医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、旧大分大学又は旧大分医科大学を卒業するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧大分大学学則又は旧大分医科大学学則及びその他の諸規則等の定めるところによる。
- 3 第4条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度
教育福祉科学部	人間福祉科学課程	385
経済学部	地域システム学科	185

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	160	240
	電気電子工学科	320	320
	知能情報システム工学科	280	280
	応用化学科	240	240
	福祉環境工学科 (編入学定員)	160 20	240 20

- 4 工学部生産システム工学科、建設工学科及び福祉環境工学科は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとし、その収容定員は次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	生産システム工学科	160	80
	建設工学科	80	40

	福祉環境工学科	80	40
--	---------	----	----

5 平成19年度入学生のうち、次に掲げる入学生が入学料免除の許可を受けた場合の既納の入学料については、第55条の規定にかかわらず、その免除された額を返還する。

- (1) 経済学部AO入学試験による入学生
- (2) 経済学部編入学試験による入学生
- (3) 医学部看護学科編入学試験による入学生
- (4) 医学部看護学科社会人特別選抜入学試験による入学生

附 則（平成17年規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第11号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年6月21日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年5月16日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月30日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

## 附 則（平成20年規則第13号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

## 附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年9月22日から施行する。

## 附 則（平成21年規則第7号）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員							
		平成21年度 平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医学部 医学科	95人	570人	580人	590人	595人	600人	605人	600人	595人

## 附 則（平成21年規則第13号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

## 附 則（平成22年規則第4号）

- この規則は、平成22年3月23日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則は、同年2月1日から適用する。
- この規則による改正後の大分大学学則別表第3に規定する附属地域医療学センターは、平成27年1月31日まで存続するものとする。

## 附 則（平成22年規則第5号）

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員					
	平成22年度～ 平成23年度	平成24年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～ 平成27年度	平成28年度
医学部 医学科	100人	95人	585人	600人	610人	620人	630人	625人

学部・学科	収容定員					
	平成29年度～ 平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部 医学科	620人	615人	610人	605人	600人	595人

## 附 則（平成22年規則第13号）

この規則は、平成22年6月24日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年5月26日から適用する。

## 附 則（平成22年規則第19号）

この規則は、平成22年12月27日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年12月9日から適用する。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

- 1 この規則は、平成23年3月14日から施行し、この規則による改正後の第47条第2項別表第4の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日の前日に在学している学生の取得できる教員の免許状の種類については、改正後の大分大学学則第47条第2項別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員				
	平成24年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度
医学部 医学科	100人	95人	615人	630人	645人	650人	645人

学部・学科	収容定員					
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部 医学科	640人	630人	620人	610人	600人	595人

附 則（平成24年規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、平成24年9月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第8号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に定める医学部看護学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおり

とする。

学部・学科	収容定員
医学部 看護学科	平成27年度
	256人

附 則（平成26年規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第20号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程は、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 教育福祉科学部、教育学部及び福祉健康科学部における平成28年度から平成30年度までの収容定員は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
教育福祉科学部	学校教育課程	300	200	100
	情報社会文化課程	150	100	50
	人間福祉科学課程	285	190	95
教育学部	学校教育教員養成課程	135	270	405
福祉健康科学部	福祉健康科学科	100	200	300

- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部等	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育福祉科学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
情報社会文化	社会文化コース	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民

	課程	情報教育 コース	高等学校教諭一種免許状	情報
		総合表現 コース	高等学校教諭一種免許状	音楽, 美術
	人間福祉科学 課程	社会福祉 コース	高等学校教諭一種免許状	福祉
		心理健康 福祉コース	高等学校教諭一種免許状	保健体育
		生活環境 福祉コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭 理科, 家庭

附 則（平成27年規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第8号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に医学部医学科に在学している学生の在学期間については、改正後の大分大学学則第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている工学部は、平成29年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 経済学部、工学部及び理工学部における平成29年度から平成31年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コ ース	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
経済学部	経済学科	480	440	400	
	経営システム学科	470	420	370	
	地域システム学科	215	250	285	
	社会イノベーション学科	40	80	120	
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	240	160	80	
	電気電子工学科	240	160	80	
	知能情報システム工学科	210	140	70	
	応用化学科	180	120	60	
	福祉環境工学科	240	160	80	
理工学部	創生工学科	機械コース	75	150	225
		電気電子コース	75	150	225
		福祉メカトロニクスコース	35	70	105
		建築学コース	50	100	150

	共創理工学 科	数理科学コース	1 5	3 0	4 5
		知能情報システ ムコース	6 5	1 3 0	1 9 5
		自然科学コース	1 5	3 0	4 5
		応用化学コース	5 5	1 1 0	1 6 5

4 この規則の施行日前に設置されている経済学部及び工学部において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	商業，公民
	経営システム学科		
	地域システム学科		
工学部	機械・エネルギーシステ ム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	知能情報システム工学科		
	応用化学科 福祉環境工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

附 則（平成28年規則第22号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第15号）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・ 学科	入学定員	収容定員						
		平成30年度～ 平成31年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
医学部 医学科	100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（平成29年規則第19号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第9号）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・	入学定員	収容定員
-----	------	------

学科								
医学部 医学科	令和2年度～ 令和3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和元年規則第11号）  
この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第7号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）  
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第14号）  
この規則は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規則第2号）  
この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第6号）  
この規則は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）  
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第11号）  
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
2 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・ 学科	入学定員	収容定員					
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
医学部 医学科	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和4年規則第16号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第27号）  
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科は、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。  
3 教育学部、経済学部、医学部先進医療科学科及び理工学部における令和5年度から令和7年

度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区分	学 科・課 程・コ ース	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
教育学部	学校教育教員養成課程	5 5 5	5 7 0	5 8 5	
経済学部	経済学科	3 5 0	3 4 0	3 3 0	
	経営システム学科	3 1 5	3 1 0	3 0 5	
	地域システム学科	3 1 5	3 1 0	3 0 5	
医学部	先進医療科学科	3 5	7 0	1 0 5	
理工学部	創生工学科	機械コース	2 2 5	1 5 0	7 5
		電気電子コース	2 2 5	1 5 0	7 5
		福祉メカトロニクスコース	1 0 5	7 0	3 5
		建築学コース	1 5 0	1 0 0	5 0
	共創理工学科	数理科学コース	4 5	3 0	1 5
		知能情報システムコース	1 9 5	1 3 0	6 5
		自然科学コース	4 5	3 0	1 5
	応用化学コース	1 6 5	1 1 0	5 5	
	理工学科	3 5 5	7 1 0	1 0 6 5	

4 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程・コ ース	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
理工学部	創生工学科 機械コース 電気電子コース 福祉メカトロニクスコース 建築学コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	共創理工学科 数理科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	共創理工学科 知能情報システムコース	高等学校教諭一種免許状	情報
	共創理工学科 自然科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	共創理工学科 応用化学コース	高等学校教諭一種免許状	理科

#### 附 則（令和5年規則第1号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部 医学科	令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人
--	------	------	------	------	------	------	------

附 則（令和6年規則第 号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科，経営システム学科，地域システム学科及び社会イノベーション学科は，令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 経済学部における令和6年度から令和8年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は，改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず，次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コ ー ス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経済学部	経済学科	240	160	80
	経営システム学科	225	150	75
	地域システム学科	225	150	75
	社会イノベーション学科	120	80	40
	総合経済学科	270	540	810

- 4 この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科，経営システム学科，地域システム学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず，次のとおりとする。

学部	学 科・課 程・コ ー ス	教員の免許状の種類	免許教科の種類 又は領域
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営システム学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	地域システム学科	高等学校教諭一種免許状	公民

別表第1 (第4条関係)

区 分	学 科・課 程・コース	入 学 定 員	第 3 年 次 編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	1 5 0		6 0 0
経済学部	総合経済学科	2 7 0	1 0	1, 1 0 0
医学部	医学科	9 0	※1 0 6	5 9 0
	看護学科	6 0		2 5 2
	先進医療科学科	3 5		1 4 0
理工学部	理工学科	3 5 5	1 0	1, 4 4 0
福祉健康科学部	福祉健康科学科	1 0 0		4 0 0

備考 ※印を冠するものは、第2年次編入学定員を示す。

## 別表第2 (第4条関係)

## 教育学部

学校教育教員養成課程  
言語教育  
理数教育  
芸術・保健体育教育  
生活・技術教育  
社会認識教育  
発達科学教育

## 経済学部

総合経済学科  
経済メジャー  
経営メジャー  
地域研究メジャー

## 医学部

## 医学科

解剖学  
神経生理学  
病態生理学  
細胞生物学  
マトリックス医学  
医学生物学  
医化学  
生物物理学  
分子病理学  
微生物学  
感染予防医学  
薬理学  
公衆衛生・疫学  
環境・予防医学  
法医学  
医療倫理学  
臨床社会心理学  
医学英語教育学  
内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学  
呼吸器・感染症内科学  
神経内科学  
腫瘍・血液内科学  
循環器内科・臨床検査診断学  
消化器内科学  
総合診療・総合内科学  
精神神経医学  
小児科学  
放射線医学  
臨床薬理学  
消化器・小児外科学  
呼吸器・乳腺外科学  
心臓血管外科学

総合外科・地域連携学 脳神経外科学 整形外科学 皮膚科学 腎泌尿器外科学 眼科学 耳鼻咽喉科学 産科婦人科学 麻酔科学 救急医学 歯科口腔外科学 診断病理学 医療情報学 薬剤学 臨床統計・データマネジメント学 医療安全管理医学  看護学科 基盤看護学 実践看護学  先進医療科学科
---

別表第3（第4条関係）

学 部	附属施設
教育学部	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校
	附属教育実践総合センター
医学部	附属病院 附属医学教育センター 附属地域医療学センター 附属先端分子イメージングセンター 附属臨床医工学センター
理工学部	廃液処理施設

別表第4（第47条関係）

学部等	学 科・課程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育，技 術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，数学，理科，音楽， 美術，保健体育，家庭，英 語
		特別支援学校教諭一種免 許状	（知的障害者，肢体不自由 者，病弱者）
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民 商業
理工学部	理工学科	中学校教諭一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭一種免許状	数学，理科，情報，工業

## 大分大学学位規程

平成16年4月1日制定  
平成16年規程第71号

## (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項並びに大分大学学則（平成16年規則第8号）第48条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第43条第3項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

## (授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうち教職修士（専門職）とする。

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者と同程度以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

## (学位論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により学位論文（修士論文にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨等を添えて研究科長に提出するものとする。

2 前条第3項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める期日までに、学位授与申請書に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書、学位論文審査手数料等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

4 学位論文審査手数料は、1件につき59,714円（消費税等を含む。）とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

5 受理した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

6 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

7 研究科長は、学位論文の審査のため必要があると認めるときは、学位論文提出者に対して、当該学位論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

## (審査の付託)

第5条 研究科長は、前条第1項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験を当該研究科委員会に付託するものとする。

2 学長は、前条第2項又は第3項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び

最終試験又は学力の確認を研究科長を経て当該研究科委員会に付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査する学位論文ごとに、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、学位論文審査委員会を設置する。  
2 学位論文審査委員会の委員の選出等については、当該研究科委員会が定める。

(最終試験)

第7条 最終試験は、第4条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第8条 第4条第3項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答により行うものとする。  
2 第4条第3項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、退学したときから3年以内の者に限り、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 修士課程及び博士前期課程を修了しようとする者の学位論文の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。  
2 博士課程及び第4条第3項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかに、その結果を文書により当該研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。  
2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条第1項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果を文書により学長に報告しなければならない。

第13条 削除

(学位の授与等)

第14条 学長は、本学の課程を修了し、卒業を認定した者若しくは本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了し、修了を認定した者又は第12条の報告に基づき、学位の授与を決定した者に対し、所定の学位記を授与する。  
2 学長は、学位を授与することが適当でないと考えられた者に対し、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第15条 学長は、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与したときは、学位簿に登録

する。

- 2 学長は、前条第1項の規定により、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

- 第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力のもとインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第18条 学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「大分大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第19条 本学における学士、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位に付記する専攻分野の名称等は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

- 第20条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記等の様式)

- 第21条 学位記及び学位簿の様式は、別紙様式第1号及び別紙様式第2号のとおりとする。

(雑則)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、各学部長又は各研究科長が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学した者及び在学者の属する年次に編入学等する者が、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了した者の学位記の様式は、次のとおりとする。

## (卒業証書・学士の学位記)

第 号	卒業証書・学位記	氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日
大分医科大学医学部〇〇学科に入学し本学に おいて卒業するため必要な所定の課程を修めた ので卒業したことを認め学士（専攻分野名） の学位を授与する					
年月日					
大分大学医学部長 氏名印					
大分大学 氏名印					

## (修士の学位記)

修（）第 号	学位記	氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日
大分医科大学大学院医学系研究科〇〇専攻の 修士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（専攻分野名）の学位を授 与する					
年月日					
大分大学 印					

(課程博士の学位記)

年 月 日	博 ( ) 第 号
大分大学 印	学位記
する 合格したので博士(専攻分野名)の学位を授与	氏名 年 月 日 生
大分医科大学大学院医学系研究科〇〇専攻の 博士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に	

- 備考 1 学位記の様式は、学士、修士及び博士課程ともB3版横長縦書きとする。
- 2 修士及び博士課程の( )内は、各研究科の首字を表記する。

附 則 (平成19年規程第3号)  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第22号)  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成24年規程第2号)
- この規程は、平成24年1月18日から施行する。
  - この規程の施行日の前日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学していたもの(以下この項において「在学者」という。)及び平成15年10月1日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学したもので、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了したものの学位記の様式は、なお従前の例による。

- 附 則 (平成24年規程第51号)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
  - この規程の施行日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則 (平成25年規程第55号)
- この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。  
(経過措置)
  - この規程による改正後の学位規程第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の

例による。

- 3 この規程による改正後の学位規程第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規程第11号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第15号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第21号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第90号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において学位記に付記する専攻分野の名称は、改正後の大分大学学位規程別表にかかわらず、次のとおりとする。

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	理工学部	工学	創生工学科
		理工学	共創理工学科

（英語表記）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	Faculty of Science and Technology	Engineering	Department of Innovative Engineering
		Science and Technology	Department of Integrated Science and Technology

附 則（令和4年規程第99号）

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

別表（第19条関係）  
学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	教育学部	教育	
	経済学部	経済学	
	医学部	医学	
		看護学	
		医療科学	
	理工学部	理工学	
福祉健康科学部	福祉健康科学		
修士	経済学研究科	経済学	経済社会政策専攻及び地域経営政策専攻
		経営学	地域経営政策専攻
	医学系研究科	看護学	
	工学研究科	工学	
	福祉健康科学研究科	健康医科学	健康医科学コース
		福祉社会科学	福祉社会科学コース
	心理学	臨床心理学コース	
博士	経済学研究科	経済学	
	医学系研究科	医学	
	工学研究科	工学	
教職修士(専門職)	教育学研究科		教職開発専攻

(英語表記)

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘要
学士	Faculty of Education	Education	
	Faculty of Economics	Economics	
	Faculty of Medicine	Medicine	
		Nursing	
		Medical Sciences	
	Faculty of Science and Technology	Science and Technology	
Faculty of Welfare and Health Science	Welfare and Health Science		
修士	Graduate School of Economics	Economics	Economic and Social Policy, Business Management and Regional Policy
		Business Administration	Business Management and Regional Policy
	Graduate School of Medicine	Nursing Science	
	Graduate School of Engineering	Engineering	
	Graduate School of Welfare and Health Sciences	Health and Medical Sciences	Health and Medical Sciences
		Social Service Administration	Social Service Administration
		Psychology	Clinical Psychology
博士	Graduate School of Economics	Philosophy in Economics	
	Graduate School of Medicine	Philosophy in Medical Science	
	Graduate School of Engineering	Philosophy in Engineering 注	
		Engineering 注	
教職修士(専門職)	Graduate School of Education		Advanced Studies on Professional Development of Teachers

注 工学研究科の博士の学位に付記する専攻分野の名称については、「Philosophy in Engineering」を主とし、希望する場合は、「Engineering」を選択することができる。

別紙様式第1号（第21条関係）  
（卒業証書・学士の学位記）

第 号 年 月 日	DIPLOMA NO. 《授与日》
卒業証書・学位記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の 課程を修めて本学を卒業したことを認め る	THE DEGREE OF BACHELOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE BACHELOR'S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《学部名》
大分大学〇〇学部長 氏名 印 大分大学長 氏名 印	
学士（専攻分野名）の学位を授与する	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan
大 分 大 学 印	

（修士の学位記）

修（ ）第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士 課程（博士前期課程）において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので修士（専攻分野名）の学 位を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER'S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

## (課程博士の学位記)

甲博 ( ) 第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学大学院○○研究科○○専攻の博士 課程（博士後期課程）において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので博士（専攻分野名）の学 位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE DOCTORAL PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

## (論文博士の学位記)

乙博 ( ) 第 号	DOCTORATE NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士（専攻分野名）の 学位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 IN RECOGNITION OF THE ACCEPTANCE OF A DOCTORAL DISSERTATION SUBMITTED TO THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(教職修士(専門職)の学位記)

修(専)第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学大学院教育学研究科教職開発専攻の 専門職学位課程において所定の単位を修得 し修了したので教職修士(専門職)の学位 を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF EDUCATION (PROFESSIONAL) FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER'S PROGRAM ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF EDUCATION
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

備考

- 1 学位記の様式は、学士、修士、博士課程及び教職修士(専門職)ともA3判横長横書きとする。
- 2 卒業証書・学士の学位記のうち医学部医学科の学位名(英文)は、THE DEGREE OF DOCTOR OF MEDICINE と表記する。
- 3 修士及び博士課程の( )内は、各研究科の首字を表記する。
- 4 《》は、当該英数字を表記する。



## 履修規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、大分大学学則第19条の規定により、大分大学経済学部（以下「本学部」という。）の教育課程の編成、履修方法等に関し必要な事項を定める。

### （教育課程）

第2条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

2 前項の教養教育科目は、全学共通科目、外国語科目及び日本語・日本事情科目に区分する。

3 第1項の専門教育科目は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 学部専門基礎科目
- (2) 学部基盤科目
- (3) 専門教育セミナー科目
- (4) メジャー専門科目
- (5) 演習科目
- (6) 卒業論文・研究科目
- (7) 上記以外の専門教育科目

4 専門教育科目の授業科目及び履修方法は別表1のとおりとする。

5 演習科目については第3年次および第4年次に開講し、修得順にⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳとして認定する。

### （学科・コース・メジャー構成）

第3条 本学部は、総合経済学科の1学科から成る。

2 経済分析・政策、I B P、会計、社会イノベーション、生活創造・仕事、地域経営・法の6つのコースを置く。各コースの修了にあたっては、「別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表2-6」で定める単位を修得しなければならない。

3 経済、経営、地域研究の3つのメジャーを置く。

### （卒業要件）

第4条 学士の学位を得るためには、「別表3 卒業に必要な最低修得単位一覧表」に掲げる124単位を修得しなければならない。

### （演習）

第5条 学生は、演習に参加するためには、「別表4 演習参加に必要な最低修得単位一覧表」に掲げる47単位を修得しなければならない。

第6条 学生の所属する演習は、事前の申請に基づき第3年次の初めに確定し、学生のメジャーは参加する演習担当教員の所属するメジャーとする。ただし、演習の受講定員を超過した場合は必要な調整を行う。

### （卒業論文・研究）

第7条 卒業論文・研究の作成にあたっては、演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを履修し、演習担当教員の指導を受けなければならない。卒業論文・研究に関するその他の事項は、別に定める。

### （履修関係）

第8条 学生は、各学期の所定の期日までに、その学期において履修しようとする授業科目を届け出なければならない。授業科目の履修申請手続きについては別に定める。

第9条 各学期に履修する単位の上限は24単位とする。ただし、卒業論文・研究、集中講義および教員免許状に関する科目の単位はこの限りではない。また、既に修得した科目の再履修は認めない。

2 第3年次および第4年次にて、累積成績指標値が3.40以上の場合には次の学期において履修登録の上限を28単位とする。

第10条 第1年次および第2年次の学生の教養教育科目の履修にあたっては、開講曜限及び履修科目数に制限がある。ただし、第3年次以上の学生は、前条に規定する単位の範囲内であれば、制限なく受講することができる。

第11条 本学の他の学部における専門教育科目は、各学期の履修上限単位の範囲で履修することができる。

2 本学の他の学部の授業科目の履修については、別に定める。

(単位認定)

第12条 他の大学等における授業科目の履修を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。他の大学等の授業科目の履修等については、別に定める。

第13条 協定校への留学による学修は、本学部における授業科目の履修とみなすことができる。協定校での修得単位等の認定については、別に定める。

第14条 協定校への留学以外の他の大学等で修得した単位については、原則として、その全てを合わせ最大30単位まで認定できるものとする。

第15条 検定試験等の単位認定については、別に定める。

第16条 本学に入学(学則35条に定める編入学生(以下「編入学生」という。)を除く。)する前に他の大学等で修得した単位は、本学部における授業科目の履修とみなすことができる。入学前の既修得単位等の認定については別に定める。

(試験)

第17条 授業科目の単位の修得は、当該科目の試験またはレポート等の成績を考査して定める。学期末試験に関するその他の事項は、別に定める。

第18条 学生は、授業回数の3分の2以上出席しなければ当該科目の試験を受けることができない。ただし、教育実習中の授業は公欠扱いとする。

(編入学生)

第19条 編入学生の所属学科は総合経済学科とする。編入学生は、コースを選択することはできない。また、編入学生のメジャーは、参加する演習の担当教員が所属するメジャーとする。

第20条 編入学生が学士の学位を得るためには、第4条の規定にかかわらず、「別表5 編入学生の卒業に必要な最低修得単位一覧表」に掲げる63単位を修得しなければならない。

第21条 編入学生が出身校で修得した単位は本学部で開講していない科目も含め、本学の卒業要件の内61単位を一括して認定し、3年次進級要件を満たしたものとする。

(教員免許)

第22条 高等学校教諭一種免許状(公民)および高等学校教諭一種免許状(商業)を取得する場合は、所定の科目を修得しなければならない。

2 上記の所定の科目については、別に定める「教員免許状取得の手引」に基づくものとする。

授業科目の色分けについて、下記のとおりとする。

【高一種(公民)】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規定上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、公民に関する科目：水色

【高一種(商業)】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規定上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、商業に関する科目：黄色

別表 1

(経済学部総合経済学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	履修方法
学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	1前	2	必
	ミクロ経済学	1後	2	選必
	マクロ経済学	2前	2	選必
	初級政治経済学	1前	2	選必
	会計学入門	1前	2	選必
	法学入門	1後	2	選必
	地域学入門	1後	2	選必
	経営学入門	1前	2	選必
	小計 (8科目)	—		
経済メジャー系	政治経済学Ⅰ	2・3前	2	選必
	経済数学	1・2前	2	選必
	統計学	1・2前	2	選必
	経済史	2・3前	2	選必
	社会政策論Ⅰ	2・3前	2	選必
	小計 (5科目)	—		
経営メジャー系	経営学	2・3前	2	選必
	会計学Ⅰ	2・3前	2	選必
	初級簿記	1・2後	2	選必
	サステナブル・リーダーシップ入門	1・2前	2	選必
	大分のものづくりと地域づくりⅠ	1・2後	2	選必
	小計 (5科目)	—		
地域研究メジャー系	地域経営論Ⅰ	2・3前	2	選必
	経済地理学Ⅰ	2・3前	2	選必
	憲法Ⅰ	2・3前	2	選必
	民法Ⅰ	2・3前	2	選必
	異文化間コミュニケーション論	2・3前	2	選必
	小計 (5科目)	—		

	基礎経済分析セミナー	1後	2	選必
	ソーシャルイノベーション・ワークショップ I	1後	2	選必
	I B P 基礎セミナー	1後	2	選必
	消費税法セミナー	1後	2	選必
	コモンのサステナビリティ	1後	2	選必
	地域研究基礎セミナー	1後	2	選必
	小計 (6科目)	—		
中級 I	中級セミナー I	2前	2	選必
	経済分析セミナー I	2前	2	選必
	I B P 中級セミナー I	2前	2	選必
	簿記セミナー I	2前	2	選必
	地域つなぎ実践ワークショップ	2前	2	選必
	地域研究中級セミナー	2前	2	選必
	小計 (6科目)	—		
中級 II	中級セミナー II	2後	2	選必
	ソーシャルイノベーション・ワークショップ II	2後	2	選必
	経済分析セミナー II	2後	2	選必
	I B P 中級セミナー II	2後	2	選必
	簿記セミナー II	2後	2	選必
	サステナビリティと生活・仕事創造	2後	2	選必
	地域調査セミナー	2後	2	選必
	マイノリティと法セミナー	2後	2	選必
小計 (8科目)	—			
応用	経済分析展開セミナー	3後	2	選
	IBPプレゼンテーションセミナー	3後	2	選
	社会イノベーションフォーラム	3後	2	選
	地域経営・法実践セミナー	3後	2	選
	会計フォーラム I	3後	1	選
	コレクティブ創造セミナー	3後	2	選
	会計フォーラム II	4後	1	選
	生活・仕事創造プレゼンテーションセミナー	4後	2	選
小計 (8科目)	—			

専 門 教 育 科	経 済 メ ジ ャ ー	政治経済学Ⅱ	2・3後	2	選
		上級ミクロ経済学	2・3前	2	選
		上級マクロ経済学	2・3後	2	選
		応用経済分析セミナー	3・4前	2	選
		現代資本主義論	3・4前	2	選
		計量経済学	3・4前	2	選
		ゲーム理論	2・3後	2	選
		経済学史	2・3前	2	選
		制度の経済学	2・3前	2	選
		経済統計学	2・3後	2	選
		SDGsセミナー	2・3後	2	選
		国際貿易論	2・3前	2	選
		世界経済論	2・3後	2	選
		開発経済学	3・4後	2	選
		開発ミクロ経済学	2・3前	2	選
		EUの政治経済	2・3前	2	選
		グローバルスタディ入門	1後	2	選
		現代国際関係論	2・3前	2	選
		現代国際関係史	2・3後	2	選
		社会政策論Ⅱ	2・3後	2	選
		労働経済論	2・3後	2	選
		労使関係論	2・3後	2	選
		西洋経済史	1後	2	選
		日本経済史Ⅰ	2・3前	2	選
		日本経済史Ⅱ	2・3後	2	選
		環境の経済学	2・3前	2	選
		経済政策論Ⅰ	2・3前	2	選
		経済政策論Ⅱ	2・3後	2	選
		産業組織論	2・3前	2	選
		公共経済学	3・4前	2	選
		社会保障論	2・3後	2	選
		財政学Ⅰ	2・3前	2	選
		財政学Ⅱ	2・3後	2	選
		金融論Ⅰ	2・3前	2	選
		金融論Ⅱ	3・4後	2	選
		国際金融論Ⅰ	2・3前	2	選
		国際金融論Ⅱ	3・4後	2	選
		証券論	2・3前	2	選
		サステナビリティのためのEBPM入門	2・3前	2	選
		国際学生フォーラム	2・3前	2	選
		地方財政論	3・4前	2	選
		社会調査法	2・3後	2	選
		地域福祉論	2・3前	2	選
		公的扶助論	2・3前	2	選
小計(44科目)	—				



地域研究メジャー	情報社会論	2・3後	2	選
	イノベーション社会論	2・3前	2	選
	多文化共生論	3・4後	2	選
	ビジネス英語	1後	2	選
	現代英・米社会論	2・3前	2	選
	英・米文化論	1前	2	選
	現代英語論	1前	2	選
	ヨーロッパ文化論	1前	2	選
	現代ヨーロッパ社会論	1前	2	選
	アジア文化論	3・4後	2	選
	現代アジア社会論	3・4後	2	選
	地域文化資源論	2・3前	2	選
	経済地理学Ⅱ	2・3後	2	選
	地域経営論Ⅱ	2・3後	2	選
	自治体経営論Ⅰ	3・4前	2	選
	自治体経営論Ⅱ	3・4後	2	選
	地域分析論Ⅰ	1前	2	選
	地域分析論Ⅱ	1後	2	選
	地域構造論	2・3後	2	選
	地域発展論	3・4前	2	選
	農村発展論Ⅰ	3・4前	2	選
	農村発展論Ⅱ	3・4後	2	選
	憲法Ⅱ	2・3後	2	選
	民法Ⅱ	2・3後	2	選
	民法Ⅲ	3・4前	2	選
	民法Ⅳ	3・4後	2	選
	会社法Ⅰ	3・4前	2	選
	会社法Ⅱ	3・4後	2	選
	企業取引法Ⅰ	3・4前	2	選
	企業取引法Ⅱ	3・4後	2	選
	労働法Ⅰ	3・4前	2	選
	労働法Ⅱ	3・4後	2	選
	労働法Ⅲ	3・4後	2	選
	行政法	3・4前	2	選
	租税法	2・3後	2	選
	持続可能な農業と法	3・4後	2	選
	消費者と法	3・4前	2	選
	犯罪と法	2・3後	2	選
	法律の基礎と実務	1後	2	選
小計 (39科目)	—			
メジャー共通	インターンシップA	4前	1	選
	インターンシップB	4前	2	選
	小計 (2科目)	—	3	
演習	演習Ⅰ	3前	2	必
	演習Ⅱ	3後	2	必
	演習Ⅲ	4前	2	必
	演習Ⅳ	4後	2	必
	小計 (4科目)	—	8	
卒業論文	卒業論文・研究	4前・後	6	必
	小計 (1科目)	—	6	

別表 2-1  
 専門教育科目（社会イノベーションコース）

科目区分		授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件
学部専門基礎科目		サステナビリテイのための経済学入門	2	必修	2	必修 2
		ミクロ経済学	2	A選択	4	※ 8 (うち、※から4)
		マクロ経済学	2	A選択		
		初級政治経済学	2	A選択		
		会計学入門	2	A選択	4	
		法学入門	2	A選択		
		地域学入門	2	A選択		
経営学入門	2	必修				
学部基盤科目	経済メジャー系	政治経済学 I	2	A選択	6	6
		経済数学	2	A選択		
		統計学	2	必修		
		経済史	2	A選択		
		社会政策論 I	2	A選択		
	経営メジャー系	経営学	2	必修	4	
		会計学 I	2	A選択		
		初級簿記	2	A選択		
		サステナブル・リーダーシップ入門	2	必修		
	地域研究メジャー系	大分ものづくりと地域づくり I	2	A選択	4	
		地域経営論 I	2	A選択		
		経済地理学 I	2	A選択		
憲法 I		2	A選択			
民法 I		2	A選択			
専門教育セミナー科目	基礎	異文化間コミュニケーション論	2	A選択	2	必修 2
	中級 I	ソーシャルイノベーション・ワークショップ I	2	必修		
	中級 II	中級セミナー I	2	必修		
	応用	ソーシャルイノベーション・ワークショップ II	2	必修		
		社会イノベーションフォーラム	2	必修		
メジャー専門科目	経済メジャー	制度の経済学	2	選択	18	※A選択のうち必要単位数を越えた科目を含めてよい
		社会調査法	2	選択		
	経営メジャー	経営管理論 I	2	選択		
		経営史	2	選択		
		企業論	2	選択		
		流通論	2	選択		
		マーケティング論	2	選択		
		製品開発論	2	選択		
		研究開発マネジメント論	2	選択		
		サステナブルビジネスと起業	2	選択		
		サステナブルビジネスと実践	2	選択		
	大分ものづくりと地域づくり II	2	選択			
	地域研究メジャー	情報社会論	2	選択		
		イノベーション社会論	2	選択		
	演習	演習 I	2	必修		
演習 II		2	必修			
演習 III		2	必修			
演習 IV		2	必修			
卒業論文・研究			6	必修	6	必修 6
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目（メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む）					28	—
単位数（合計）					92	92

別表 2-2  
 専門教育科目（経済分析・政策コース）

科目区分	授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件
学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	2	必修	2	必修 2 ※ 8 (うち、※から4)
	ミクロ経済学	2	選択	4	
	マクロ経済学	2	選択		
	初級政治経済学	2	選択	4	
	会計学入門	2	選択		
	法学入門	2	選択		
	地域学入門	2	選択		
経営学入門	2	選択			
学部基盤科目	政治経済学 I	2	A 選択	6	6
	経済数学	2	A 選択		
	統計学	2	必修		
	経済史	2	A 選択		
	社会政策論 I	2	A 選択		
	経営学	2	A 選択	4	
	会計学 I	2	A 選択		
	初級簿記	2	A 選択		
	サステナブル・リーダーシップ入門	2	A 選択		
	大分のものづくりと地域づくり I	2	A 選択	4	
	地域経営論 I	2	A 選択		
	経済地理学 I	2	A 選択		
憲法 I	2	A 選択			
民法 I	2	A 選択			
異文化間コミュニケーション論	2	A 選択			
専門教育セミナー科目	基礎	2	必修	2	必修 2
	中級 I	2	必修	2	必修 4
	中級 II	2	必修	2	
	応用	2	必修	2	
メジャー専門科目	上級ミクロ経済学	4	A 選択	経済メジャー選択者： 18 経営メジャー又は地域 研究メジャー選択者：8	
	上級マクロ経済学	4	A 選択		
	応用経済分析セミナー	2	A 選択		
	計量経済学	2	A 選択		
	ゲーム理論	2	A 選択		
	経済統計学	2	A 選択		
	国際貿易論	2	A 選択		
	開発ミクロ経済学	2	A 選択		
	社会政策論 II	2	A 選択		
	環境の経済学	2	A 選択		
	経済政策論 I	2	A 選択		
	経済政策論 II	2	A 選択		
	産業組織論	2	A 選択		
	公共経済学	2	A 選択		
	社会保障論	2	A 選択		
	財政学 I	2	A 選択		
	財政学 II	2	A 選択		
	金融論 I	2	A 選択		
	金融論 II	2	A 選択		
	国際金融論 I	2	A 選択		
	国際金融論 II	2	A 選択		
	証券論	2	A 選択		
	地方財政論	2	A 選択		
	サステナビリティのための EBP M 入門	2	必修		
	社会調査法	2	A 選択		
	経営情報論 I	2	選択	経営メジャー又は地域 研究メジャー選択者： 18	
	経営情報論 II	2	選択		
	経営組織論	2	選択		
	流通論	2	選択		
	マーケティング論	2	選択		
	経営戦略論	2	必修		
	企業ファイナンス論	2	選択		
	交通論 I	2	選択		
	交通論 II	2	選択		
	物流論 I	2	選択		
	物流論 II	2	選択		
地域観光プロジェクト演習	2	選択	経済メジャー選択者：8 ※A 選択のうち必要単 位数を越えた科目を含 めてよい		
製品開発論	2	選択			
市場開発論	2	選択			
観光政策論	2	選択			
経済地理学 II	2	選択			
自治体経営論 I	2	選択			
自治体経営論 II	2	選択			
地域分析論 I	2	選択			
地域分析論 II	2	選択			
地域構造論	2	選択			
地域発展論	2	選択			
農村発展論 I	2	選択			
農村発展論 II	2	選択			
憲法 II	2	選択	8		
民法 II	2	選択			
会社法 I	2	選択			
会社法 II	2	選択			
企業取引法 I	2	選択			
企業取引法 II	2	選択			
労働法 I	2	選択			
演習 I	2	必修			
演習 II	2	必修			
演習 III	2	必修	8		
演習 IV	2	必修			
卒業論文・研究		6	必修	6	必修 6
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目（メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む）				20	—
単位数（合計）				92	92

別表 2-3

専門教育科目（会計コース）

科目区分	授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件	
学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	2	必修	2	必修 2 ※ 8 (うち、※から4)	
	ミクロ経済学	2	選択	4		
	マクロ経済学	2	選択			
	初級政治経済学	2	選択			
	会計学入門	2	必修	4		
	法学入門	2	選択			
	地域学入門	2	選択			
経営学入門	2	選択				
学部基盤科目	政治経済学 I	2	選択	6	6	
	経済数学	2	選択			
	統計学	2	選択			
	経済史	2	選択			
	社会政策論 I	2	選択			
	経営学	2	必修	6	4	
	会計学 I	2	必修			
	初級簿記	2	必修			
	サステナブル・リーダーシップ入門	2	選択			
	大分のものづくりと地域づくり I	2	選択			
	地域経営論 I	2	選択	4	4	
	経済地理学 I	2	選択			
憲法 I	2	選択				
民法 I	2	選択				
異文化間コミュニケーション論	2	選択				
専門教育セミナー科目	基礎	消費税法セミナー	2	必修	2	必修 2
	中級 I	簿記セミナー I	2	必修	2	必修 4
	中級 II	簿記セミナー II	2	必修	2	
	応用	会計フォーラム I	1	必修	1	必修 2
		会計フォーラム II	1	必修	1	
メジャー専門科目	経済メジャー	計量経済学	2	選択	4	選択したメジャーの もの 20
		財政学 I	2	選択		
		財政学 II	2	選択		
		金融論 I	2	選択		
		金融論 II	2	選択		
		国際金融論 I	2	選択		
		国際金融論 II	2	選択		
		証券論	2	選択		
		地方財政論	2	選択		
		社会調査法	2	選択		
	経営メジャー	企業ファイナンス論	2	選択	12	
		会計学 II	2	必修		
		財務諸表論	2	選択		
		監査論	2	選択		
		原価計算論 I	2	必修		
		原価計算論 II	2	必修		
		管理会計論	2	選択		
		中級簿記 I	2	選択		
	中級簿記 II	2	選択			
	地域研究メジャー	経済地理学 II	2	選択	4	
		地域経営論 II	2	選択		
		憲法 II	2	選択		
		民法 II	2	選択		
		会社法 I	2	選択		
		会社法 II	2	選択		
		企業取引法 I	2	選択		
		企業取引法 II	2	選択		
行政法		2	選択			
租税法	2	選択				
演習	演習 I	2	必修	8	必修 8	
	演習 II	2	必修			
	演習 III	2	必修			
	演習 IV	2	必修			
卒業論文・研究		6	必修	6	必修 6	
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目（メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む）				24	—	
単位数（合計）				92	92	

別表 2-4  
専門教育科目（生活・仕事創造コース）

科目区分		授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件
学部専門基礎科目		サステナビリティのための経済学入門	2	必修	2	必修 2
		ミクロ経済学	2	選択	4	※ 8 (うち、※から4)
		マクロ経済学	2	選択		
		初級政治経済学	2	選択		
		会計学入門	2	選択	4	
		法学入門	2	選択		
		地域学入門	2	選択		
	経営学入門	2	選択			
学部基盤科目	経済メジャー系	政治経済学 I	2	A選択	6	6
		経済数学	2	A選択		
		統計学	2	A選択		
		経済史	2	A選択		
		社会政策論 I	2	必修		
	経営メジャー系	経営学	2	A選択	4	
		会計学 I	2	A選択		
		初級簿記	2	A選択		
		サステナブル・リーダーシップ入門	2	A選択		
		大分のものづくりと地域づくり I	2	A選択		
	地域研究メジャー系	地域経営論 I	2	A選択	4	
		経済地理学 I	2	A選択		
		憲法 I	2	A選択		
		民法 I	2	A選択		
		異文化間コミュニケーション論	2	A選択		
専門教育セミナー科目	基礎	コモンスのサステナビリティ	2	必修	2	必修 2
	中級 I	地域つなぎ実践ワークショップ	2	必修	2	必修 4
	中級 II	サステナビリティと生活・仕事創造	2	必修	2	
		コレクティブ創造セミナー	2	必修	2	
	応用	生活・仕事創造プレゼンテーションセミナー	2	必修	2	必修2
メジャー専門科目	経済メジャー	政治経済学 II	2	選択	18 ※A選択のうち必要単位数を越えた科目を含めてよい	選択したメジャーのもの 20
		国際貿易論	2	選択		
		世界経済論	2	選択		
		社会政策論 II	2	必修		
		労働経済論	2	選択		
		労使関係論	2	選択		
		西洋経済史	2	選択		
		環境の経済学	2	選択		
		社会保障論	2	必修		
		地域福祉論	2	選択		
		公的扶助論	2	選択		
	経営メジャー	経営管理論 I	2	選択		
		経営史	2	選択		
		企業論	2	選択		
		経営組織論	2	必修		
		流通論	2	選択		
		マーケティング論	2	選択		
		経営戦略論	2	選択		
	組織革新論	2	選択			
	地域研究メジャー	地域経営論 II	2	選択		
		自治体経営論 I	2	選択		
		自治体経営論 II	2	選択		
		労働法 I	2	必修		
		労働法 II	2	選択		
労働法 III		2	選択			
持続可能な農業と法	2	必修				
演習	演習 I	2	必修	8	必修 8	
	演習 II	2	必修			
	演習 III	2	必修			
	演習 IV	2	必修			
卒業論文・研究			6	必修	6	必修 6
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目（メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む）					26	—
単位数（合計）					92	92

別表 2-5

専門教育科目 (IBPコース)

科目区分	授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件		
学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	2	必修	2	必修 2		
	ミクロ経済学	2	A選択	4	※ 8 (うち、※から4)		
	マクロ経済学	2	A選択				
	初級政治経済学	2	A選択				
	会計学入門	2	B選択	4			
	法学入門	2	C選択				
	地域学入門	2	C選択				
経営学入門	2	B選択					
学部基礎科目	経済メジャー系	政治経済学 I	2	A選択	6	6	
		経済数学	2	A選択			
		統計学	2	A選択			
		経済史	2	A選択			
		社会政策論 I	2	A選択			
	経営メジャー系	経営学	2	B選択	6		
		会計学 I	2	B選択			
		初級簿記	2	B選択			
		サステナブル・リーダーシップ入門 大分ものづくりと地域づくり I	2	B選択			
	地域研究メジャー系	地域経営論 I	2	C選択	6		4
		経済地理学 I	2	C選択			
		憲法 I	2	C選択			
民法 I		2	C選択				
異文化間コミュニケーション論		2	C選択				
専門教育セミナー科目	基礎	IBP基礎セミナー	2	必修	2	必修 2	
	中級 I	IBP中級セミナー I	2	必修	2	必修 4	
	中級 II	IBP中級セミナー II	2	必修	2		
	応用	IBPプレゼンテーションセミナー	2	必修	2	必修2	
メジャー専門科目	経済メジャー	政治経済学 II	2	選択	6	※A選択のうち必要単位数を越えた科目を含めてよい	
		制度の経済学	2	選択			
		SDGs セミナー	2	選択			
		国際貿易論	2	選択			
		世界経済論	2	選択			
		開発経済学	2	選択			
		開発ミクロ経済学	2	選択			
		EUの政治経済	2	選択			
		グローバルスタディ入門	2	選択			
		現代国際関係論	2	選択			
		現代国際関係史	2	選択			
		西洋経済史	2	選択			
		社会保障論	2	選択			
		国際金融論 I	2	選択			
	国際金融論 II	2	選択				
	国際学生フォーラム	2	選択				
	経営メジャー	経営史	2	選択	6		※B選択のうち必要単位数を越えた科目を含めてよい
		企業論	2	選択			
		経営組織論	2	選択			
		流通論	2	選択			
		マーケティング論	2	選択			
		国際経営論	2	選択			
		経営戦略論	2	選択			
		人的資源管理論 I	2	選択			
		人的資源管理論 II	2	選択			
		日本型経営と持続可能な発展	2	選択			
		物流論 I	2	選択			
		物流論 II	2	選択			
		会計学 II	2	選択			
		財務諸表論	2	選択			
	製品開発論	2	選択				
	市場開発論	2	選択				
	組織革新論	2	選択				
サステナブルビジネスと起業	2	選択					
サステナブルビジネスと実践	2	選択					
地域研究メジャー	情報社会論	2	選択	6	※C選択のうち必要単位数を越えた科目を含めてよい		
	イノベーション社会論	2	選択				
	多文化共生論	2	選択				
	ビジネス英語	2	選択				
	現代英・米社会論	2	選択				
	英・米文化論	2	選択				
	アジア文化論	2	選択				
	現代アジア社会論	2	選択				
	地域文化資源論	2	選択				
	経済地理学 II	2	選択				
	地域経営論 II	2	選択				
	地域構造論	2	選択				
	地域発展論	2	選択				
	会社法 I	2	選択				
	会社法 II	2	選択				
演習	演習 I	2	必修	8		必修 8	
	演習 II	2	必修				
	演習 III	2	必修				
	演習 IV	2	必修				
卒業論文・研究		6	必修	6		必修 6	
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目 (メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む)				24		—	
単位数 (合計)				92		92	

別表 2-6  
 専門教育科目（地域経営・法コース）

科目区分	授業科目の名称	単位数	必選の別	必要単位数	(参考) 卒業要件	
学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	2	必修	2	必修 2	
	ミクロ経済学	2	選択	4	※ 8 (うち、※から4)	
	マクロ経済学	2	選択			
	初級政治経済学	2	選択			
	会計学入門	2	選択	4		
	法学入門	2	必修			
地域学入門	2	必修				
経営学入門	2	選択				
学部基盤科目	経済メジャー系	政治経済学 I	2	選択	6	6
		経済数学	2	選択		
		統計学	2	選択		
		経済史	2	選択		
		社会政策論 I	2	選択		
	経営メジャー系	経営学	2	選択	4	
		会計学 I	2	選択		
		初級簿記	2	選択		
	地域研究メジャー系	サステナブル・リーダーシップ入門	2	選択	6	
大分ものづくりと地域づくり I		2	選択			
地域経営論 I		2	必修			
専門教育セミナー科目	基礎	2	必修	2	必修 2	
	中級 I	2	必修	2		
	中級 II	2	選択	2	必修 4	
	応用	2	選択	2	必修 2	
メジャー専門科目	経済メジャー	地域研究基礎セミナー	2	必修	6	※学部基盤科目のA選 択を含めてよい  選択したメジャーのもの の 20
		地域調査セミナー	2	必修		
		マイリティと法セミナー	2	選択		
		地域経営・法実践セミナー	2	必修		
		政治経済学 II	2	選択		
		世界経済論	2	選択		
		社会政策論 II	2	選択		
		労働経済論	2	選択		
		労使関係論	2	選択		
		現代国際関係論	2	選択		
		現代国際関係史	2	選択		
		西洋経済学	2	選択		
		社会保障論	2	選択		
		財政学 I	2	選択		
	財政学 II	2	選択			
	地方財政論	2	選択			
	社会調査法	2	選択			
	地域福祉論	2	選択			
	公的扶助論	2	選択			
	地域研究メジャー	地域構造論	2	必修	8	
		経済地理学 II	2	選択		
		地域経営論 II	2	選択		
		自治体経営論 I	2	選択		
		自治体経営論 II	2	選択		
		地域分析論 I	2	選択		
		地域分析論 II	2	選択		
		地域発展論	2	選択		
		農村発展論 I	2	選択		
		農村発展論 II	2	選択		
		情報社会論	2	選択		
		憲法 II	2	選択		
		民法 II	2	選択		
		民法 III	2	選択		
民法 IV		2	選択			
会社法 I		2	選択			
会社法 II		2	選択			
企業取引法 I		2	選択			
企業取引法 II		2	選択			
労働法 I	2	選択				
労働法 II	2	選択				
労働法 III	2	選択				
行政法	2	選択				
租税法	2	選択				
持続可能な農業と法	2	選択				
消費者と法	2	選択				
犯罪と法	2	選択				
法律の基礎と実務	2	選択				
演習	演習 I	2	必修	8	必修 8	
	演習 II	2	必修			
	演習 III	2	必修			
	演習 IV	2	必修			
卒業論文・研究		6	必修	6	必修 6	
上記で取得が規定されているもの以外の専門教育科目（メジャー専門科目の選択科目のうち未履修のものも含む）				24	—	
単位数（合計）				92	92	

別表3 卒業に必要な最低修得単位一覧表

区 分		摘 要			合 計	
教養教育科目	全学共通科目	必修	主題「導入・転換」から導入セミナー、大分大学入門、データサイエンス入門	4単位	32単位うち「大分を創る」科目2単位を含む	
		選択必修	主題「福祉・地域」から2単位 主題「文化・国際」から2単位 主題「社会・経済」から2単位 主題「自然・科学」から2単位	8単位		
	外国語科目	必修	総合英語Ⅰ・Ⅱまたは基礎英語Ⅰ・Ⅱ 英会話 総合英語Ⅲ	2単位 1単位 1単位		4単位
		選択	教養教育科目の必修科目および選択必修科目の所定単位超過分 教養教育科目として認定された科目			16単位
専門教育科目	学部専門基礎科目	必修	サステナビリティのための経済学入門	2単位	10単位	
		選択必修	ミクロ経済学 マクロ経済学 初級政治経済学	から2科目		4単位
			会計学入門 法学入門 地域学入門 経営学入門	から2科目		4単位
	学部基盤科目	選択必修	経済メジャー系 経営メジャー系 地域研究メジャー系	から6単位 から4単位 から4単位	14単位	82単位
	専門教育セミナー科目	必修	基礎 中級Ⅰ 中級Ⅱ 応用	2単位 2単位 2単位 2単位	8単位	
	演習科目		演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ	2単位 2単位 2単位 2単位	8単位	
	卒業論文科目		卒業論文・研究	6単位	6単位	
	メジャー専門科目		選択必修	所属するメジャーが開設しているメジャー専門科目		
	上記以外の専門教育科目	選択	専門教育科目の必修科目および選択必修科目の所定単位超過分 上記以外の専門教育科目		26単位	
	合 計					

別表4 演習参加に必要な最低修得単位一覧表

区 分			合計
教養教育科目	全学共通科目	主題「導入・転換」から導入セミナー、大分大学入門、データサイエンス入門	4単位
		主題「福祉・地域」	から2単位
		主題「文化・国際」および「社会・経済」	から2単位
	主題「自然・科学」	から2単位	
外国語科目	総合英語Ⅰ・Ⅱまたは基礎英語Ⅰ・Ⅱ 英会話	2単位 1単位	3単位
専門教育科目	学部専門基礎科目	サステナビリティのための経済学入門	2単位
		ミクロ経済学 マクロ経済学	から2科目
		初級政治経済学	
		会計学入門 法学入門	から2科目
	地域学入門 経営学入門		
専門教育セミナー科目	基礎 中級Ⅰ 中級Ⅱ	2単位 2単位 2単位	6単位
上記以外の教養教育科目および専門教育科目	上記の29単位以外に18単位（教養教育科目・専門教育科目いずれでもよい）		18単位
合 計			47単位

別表5 編入学生の卒業に必要な最低修得単位一覧表

区 分		摘 要			合 計	
教養教育科目	外国語科目	必修	総合英語Ⅲ	1単位	1単位	1単位
	専門基礎科目	必修	サステナビリティのための経済学入門		2単位	10単位
選択必修		ミクロ経済学	から2科目	4単位		
		マクロ経済学				
		初級政治経済学	から2科目	4単位		
	会計学入門 法学入門 地域学入門 経営学入門					
専門教育科目	演習科目・卒業論文科目	必修	演習Ⅰ	2単位	14単位	
		演習Ⅱ	2単位			
		演習Ⅲ	2単位			
		演習Ⅳ	2単位			
		卒業論文・研究	6単位			
メジャー専門科目	選択必修	所属するメジャーが開設しているメジャー専門科目			20単位	52単位
学部基盤科目	選択必修	経済メジャー系	4単位	8単位		
		経営メジャー系	2単位			
		地域研究メジャー系	2単位			
専門教育セミナー科目	必修	所属するコースが開設している専門教育セミナー科目（応用）			2単位	2単位
上位以外の専門教育科目	選択	専門基礎科目および学部基盤科目の選択必修科目の所定単位超過分 上記以外の専門教育科目			8単位	8単位
合 計						63単位

R6年度入学生用

## 実施学科課程表

学 科 目	授業科目	単 位	開 講 年	必 修 科 目	教員免許 該当科目	備 考
教 員 免 許 状 取 得 科 目	心理学概論	2	R6	○	公民	対象学年 1
	職業指導	2	R7	○	商業	〃 2
	教職論	2	R7	◎	公民・商業	〃 2
	教育原理	2	R6	◎	公民・商業	〃 1
	教育心理学	2	R7	◎	公民・商業	〃 2
	教育の制度と経営論	2	R7	◎	公民・商業	〃 2
	特別支援教育論B	1	R8	◎	公民・商業	〃 3
	教育課程論	1	R7	◎	公民・商業	〃 2
	総合的な学習の時間の理論と方法	1	R7	◎	公民・商業	〃 2
	特別活動の方法と理論	2	R7	◎	公民・商業	〃 2
	教育方法論	1	R8	◎	公民・商業	〃 3
	情報通信技術を活用した教育 の理論と方法	1	R8	◎	公民・商業	〃 3
	公民科指導法A	2	R8	○	公民	〃 3
	公民科指導法B	2	R8	○	公民	〃 3
	商業教育論Ⅰ	2	R8	○	商業	〃 3
	商業教育論Ⅱ	2	R8	○	商業	〃 3
	生徒指導の理論と方法 (進路指導を含む。)	2	R7	◎	公民・商業	〃 2
	教育相談の理論と実際	2	R8	◎	公民・商業	〃 3
	教育実習(高)	2	R9	◎	公民・商業	〃 4
	教育実習事前・事後指導	1	R9	◎	公民・商業	〃 4
教職実践演習(中・高)	2	R9	◎	公民・商業	〃 4	

※教員免許状取得科目は、卒業要件単位には含まれません。

※必修科目欄の「◎」は、公民・商業ともに必修科目となります。

※必修科目欄の「○」は、取得する免許別で必修科目となります。  
(教員免許該当科目欄を参照すること)